

令和4年（あ）第196号 死体遺棄被告事件

被告人 レー ティ トゥイ リン

上告趣意書要約書

最高裁判所第二小法廷 御中

主任弁護士 石 黒 大 貴 印

本件事案の概要

本件は、ベトナム人技能実習生である被告人が、妊娠発覚による強制帰国を恐れ、雇い主である運営会社代表者や監理団体に対して、妊娠の事実を明かせないまま、令和2年1月15日午前9時頃に、双子のえい児を死産し、その亡骸をタオルで包み、手元にあった段ボール箱に入れ、その上に別のタオルをかけ、更にその上に手紙（被告人がつけた各えい児の名前、生年月日、おわびの言葉、ゆっくり休んでくださいという趣旨の言葉が書かれたもの）を置いて段ボール箱を自室内の棚の上に置いた事案である。被告人は、33時間後の翌16日午後6時に監理団体に連れられた診療先の医師に死産の事実を告げた。

第一審の熊本地方裁判所は、被告人が本件各えい児を段ボール箱に入れ、自室の棚の上に置き続けたとして有罪判決が下されたが、控訴審の原審は、不作為による死体遺棄の成立を認めず、第一審判決を破棄した上で、上記行為のうち段ボール箱を二重にしたことと蓋をテープ留めしたことが、「葬祭の準備・一過程」でなく隠匿による遺棄であるとして有罪判決を下した。

憲法上の問題

①法令違憲

葬祭の自由は宗教的行為に包含されること

葬祭の自由は、自衛隊合祀事件で「何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は誰にでも保障されている」と述べられる通り、信教の自由（憲法20条1項）により保障される。葬送の方法はきわめて多様であり、その善し悪しは、主観的な世界観・価値観によって計られるしかないとともに「信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相入れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自

己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請」している。死産から33時間後の行為は、自らの良心にしたがって行った弔いから行われた行為であって、裁判所が宗教的感情を理由に不適切として非難するものであり、内面的な信仰ないし宗教的信念に深く関わる被告人の葬祭の自由と衝突する。

違憲審査基準：「最も制限的でない手段」のテスト

保護法益「死者に対する敬虔・尊崇の感情」の軽重や表し方は人それぞれであり時代の変遷とともに変容するものであるから、個々人の良心に委ねるべき領域であって、規制目的が必要不可欠な公共的利益とは言えない。民事や行政手段によって「死者に対する敬虔・尊崇の感情」を保護することは可能、類似する軽犯罪法1条19号の規定との罰条の均衡性を欠くことから、規制手段が必要最小のものと言えず、本条は憲法20条1項に反して無効である。

②合憲限定解釈及び適用違憲

原判決の判断枠組みは、被告人の死者への感情を一顧だにせず、「死者の葬祭はかくあるべきだ」とのマジョリティの価値の押し付けであり、違憲である。

望ましい合憲的解釈

本罪の遺棄は、もっぱら死者の尊厳を毀損する目的及び態様でなされた死体の放棄または隠匿をいい、その目的及び態様の認定にあたっては、死者の生前の意思、行為者と死者の関係、行為者における死者への感情、国内外に存在する多様な宗教・宗派・民族の慣行などが斟酌されるべきである。

被告人はわが子に強い悲しみや謝罪の気持ちを持ち、衷心をもって行われた本件行為は、強い嫌悪感や冒瀆感を喚起するものでもないし、死産の事実を告知しなかったこともプライバシー権（憲法13条）から尊重されるものであって、目的・態様いずれも「遺棄」とは評価できない。

③適正手続保障

・あいまい不明確ゆえに無効の法理（徳島市公安条例事件）

「一般的な宗教的感情を害するような態様で」という基準は、通常判断能力を有する一般人の理解において、導くことは不可能である（読解可能性）。

多様な葬祭儀礼の方式からしても、これが一般的な宗教的感情であると明確に示せるようなものは存在しない。孤立出産による死産事例で、現実に全国的に恣意的な運用がなされてしまっている通りでもある（基準の適用可能性）。

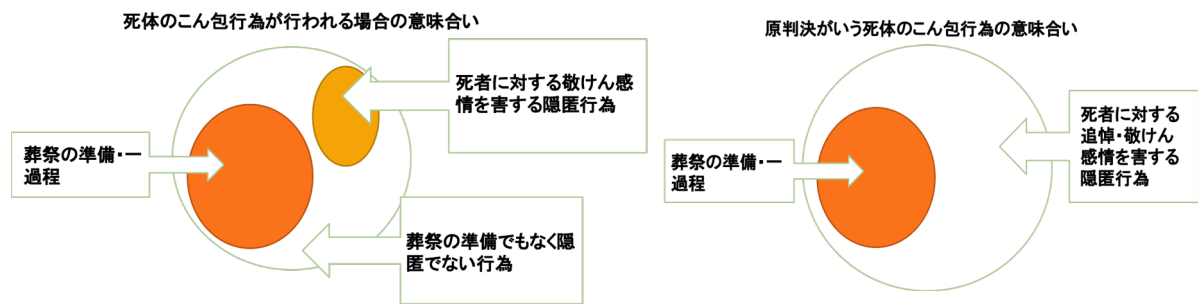
刑法上の論点

①判決に影響を及ぼす法令違反

葬祭を行う一過程や準備でない行為≠死体遺棄

予期せず訪れる人の死に接した葬祭義務者には心理的動揺が確実に存在する。(特に、孤立出産で死産となった母親の体力的、精神的限界の中とられた行為の全てに葬祭上の意味が込められているものではない。)

→「どうしたら良いかわからない」「そのままではかわいそうだから」という理由で死体を保管することもあり、葬祭義務者の行為の全てが葬祭上の意味を有するものではない。そもそも、死体を見えなくする行為の程度は様々であり、土中に埋没させることや床下にしまい込む場合もあれば、本件のように体力回復まで一時的に保管する場合もある。



「隠匿」による死体遺棄罪の判断；当該行為が現に死体の状況に照らして、適時適切な埋葬を妨げるに足りるだけの行為であり、死者に対する追悼・敬虔の感情を害するかどうかを客観的に判断すべきである。その判断には、死体の現在の状況に照らして客観的に死体発見が困難になる程度とあわせて時間的にも相当期間内の葬祭が行われることを現に妨げるに足りるだけの「隠匿」と評価し得るかによって判断されるべき

・・・適時適切な葬祭を妨げたとと言えるのかの判断については、死亡後いつの時点の行為かという時間的要素を無視することはできない。

本件行為の評価→相当期間内の葬祭は妨げられていない

- ・被告人の行為は死産告白までの33時間内に行われたものであって、具体的方法は未定でも、えい児をねんごろに葬る意思を有していた
- ・被告人の箱を二重にすることやセロテープで封をしたことで視認性は変化していない。
- ・むやみに死体を人目に晒さないこと自体は、行為の悪性を導かない
- ・箱を二重にすることは、遺体の保存上、容器を丈夫化し、セロテープで留めることは、外気や害虫の侵入を防ぐ効果を持つ（反対に棺や産婦人科で使用されるような丈夫な箱を準備することは期待できない）

- ・場所的な移動なし
- ・本件行為は、わが子への愛情をもっていねいに執り行われた一連の行為の一部であること（本罪の保護法益侵害の否定）

②判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認

妊娠・死産を雇い主である実習先の運営者や監理団体に明かすことができなかつた事実をもとに被告人の行為を判断→「葬祭」か「隠匿」かの二択しか存在しないことを前提とした不合理な事実認定。

③高等裁判例違反（福岡高裁令和3年6月25日判決）

「隠匿による死体遺棄罪が成立するには、当該行為により、それ以前の状態に比較して単に死体発見が容易でなくなったというだけでは足りず、死体発見の困難さが、その程度においても、時間的にも、死者を悼み、適時適切な埋葬を妨げるに足りるものであることが必要である」

→襖を開ければ、死体の入った箱は目の前にあり、本件行為によって死体発見の困難さの程度には変わりはなく、死体が腐敗するような作為をしているわけでもないし、時間的にも死産告白までの33時間（適時適切な葬祭を行う上で相当な期間内）における行為であることから、適時適切な埋葬を妨げる行為でもない。

刑事訴訟法上の論点

原判決の不意打ち認定

当事者主義、訴因制度という基本原則のもと、当然の前提である不意打ち禁止の法理に違反する。

- ・弁護人は、被告人の実行行為について、本件公訴事実、検察官への求釈明に対する回答（「公判前整理手続においても段ボール箱に入れた上自室の棚上に放置した一連の行為を実行行為として構成したものである」）から、不作為による遺棄の成否を主たる防御の対象としており、隠匿の成否については争点化されていなかった。

- ・一審判決の「死産を隠すため、えい児を段ボール箱に二重に入れ、外から分らないようにした」との端的な認定について、控訴審である原判決は詳細に認定し、「他者により適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させた」との認定を行った。

- ・争点として顕在化することなく作為の遺棄行為について反論や反証をさせないまま、原判決破棄の上、作為による本罪の成立を認め、有罪判決を下している。